

整理番号	計調一実行-15
------	----------

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（都市景観） (06-6208-7887)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	景観計画に定める重点届出区域または都市景観条例大規模面的整備区域における外観変更等の協議
関連する 他局の名称	なし
概要	景観計画に基づく外観変更等取扱要綱では、大阪市景観計画に定める重点届出区域(以下「重点届出区域」という。)及び大阪市都市景観条例(平成10年大阪市条例第50号。以下「条例」という。)第25条に基づく大規模面的整備の区域(以下「大規模面的整備区域」という。)において、大阪を代表するようなぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いメディアファサードの設置若しくは広告を含まないプロジェクションマッピングの掲出又は建築物のラッピングの掲出に係る協議に関する必要な事項を定めています。 対象区域において外観変更等を行う場合は、工事着手前に本市と協議を行う必要があります。
根拠となる要綱等	景観計画に基づく外観変更等取扱要綱 第4条（メディアファサードの設置等の協議） 景観計画に基づく外観変更等取扱要綱 第6条（建築物のラッピングの事前協議） 景観計画に基づく外観変更等取扱要綱 第10条（調査の実施及び是正のための措置）
行政指導指針	重点届出区域または大規模面的整備区域において外観変更等を行う場合は、以下の設置基準に適合すること。なお、工事完了の報告を受けた場合、必要に応じて現地調査を実施することがあります。調査の結果、計画の内容に適合していないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することがあります。 メディアファサード設置基準（景観計画に基づく外観変更等取扱要綱 別表第1） 広告を含まないプロジェクションマッピング掲出基準（景観計画に基づく外観変更等取扱要綱 別表第2） 建築物のラッピング掲出基準（景観計画に基づく外観変更等取扱要綱 別表第3）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000514986.html
備考	（関係法令等） 大阪市景観計画 第6章2（1）（重点届出区域） https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000498760.html 大阪市都市景観条例 第25条（大規模面的整備に係る検討書の提出） https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000393947.html 大阪市都市景観規則 第11条（大規模な面的整備） https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000398811.html